

第497回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和2年12月18日(金) 午後1時55分		
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室		
議 題	<p>1 議題</p> <p>第1号議案 はえなわ漁業について(委員会指示)</p> <p>第2号議案 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第3号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第4号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第5号議案 まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1)全漁調連東日本ブロック会議の結果について</p> <p>(2)太平洋広域漁業調整委員会の結果について</p>		
出席委員	1番 大川 雅登 5番 稲川 徳雄 11番 飛田 正美 17番 吉田 彰宏	2番 小野 勲 8番 田山 敏一 15番 篠塚 進	3番 鈴木 稔 10番 岡田 英男 16番 小谷 隆亮
欠席委員	6番 豊田 稔 13番 錦織 孝一	7番 根本 経子 14番 磯前 昌宏	12番 佐藤 真一
県側出席者	農林水産部 次長兼漁政課長 " 漁政課課長補佐 " " 主査 水産試験場 場長	益子 知樹 小曾戸 誠 小澤 竜太 中村 丈夫	
事務局	事務局長 副主査 主任	庄司 邦男 細金 正勇 山下 郁美	
議事録署名人	2番 小野 勲	17番 吉田 彰宏	

議長	1番 大川 雅登
会議内容	開会 午後1時55分
庄司事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認, 大川会長に挨拶を依頼〕
大川会長	<p>本日は, 委員の皆様には, 年末になりましてお忙しい中, 第497回の茨城海区漁業調整委員会に御出席をいただきまして, 誠にありがとうございます。</p> <p>さて, 今年もあと2週間を残すばかりとなりました。今年最後の委員会でございます。今年1年ほとんどが, 漁の話というよりはコロナの関係で1年が過ぎてしまい, 先も不透明な状況で皆さんも大変だと思います。漁の方では, 春先にマシラスは少し遅れましたけれども, 5月下旬から県下全域でまとまった漁となりました。8月のお盆前まで続いたような状況でした。秋シラスに関しましても8月の下旬からスタートしまして, 10月の下旬まで好漁が続きまして, 量的には20年ぶりの好漁だったということでございます。</p> <p>また, ヒラメにつきましては, 年の初めは通常の出だしでございましたが, 後半は状況が悪くなくて, 年間水揚げでは例年を下回った状況ということで, 今後, 来年に期待したいところでございます。</p> <p>さて, 本日の議題でございますが, お手元の次第にありますように, 「はえなわ漁業について」などの委員会指示の議案が4件と諮問が1件, 最後に報告事項2件を予定してございます。</p> <p>本日もご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
庄司事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項によりまして, 会長が議長になることになっておりますので, 会長に議長をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
大川議長	ではまず, 事務局から出席委員の報告をお願いいたします。
庄司事務局長	<p>現委員15名のうち, 出席委員10名, 欠席委員5名でございます。</p> <p>欠席委員は, 豊田委員, 佐藤委員, 錦織委員, 磯前委員, 根本委員でございます。</p> <p>漁業法第145条で規定されております過半数の委員の御出席を頂いておりますので, 本委員会は成立しております。</p>
大川議長	次に議事録署名人の選出でございますが, 会議規程第8条第2項の規定に基づきまして, 私から指名させて頂きます。小野会長代理と吉田委員をお願いいたします。

大川議長 それでは、議題に入ってまいります。
第1号議案「はえなわ漁業にかかる委員会指示ついて」、事務局から説明をお願いします。

細金副主査 (資料1 - 1, 1 - 2, 1 - 3により説明)

大川議長 ただ今の事務局からの説明でございますが、御意見・御質問等ございましたら委員の皆様からお願いいたします。

(委員) (特になし)

大川議長 よろしいですか。

(委員) (「はい」の声)

大川議長 特になければ、原案のとおり委員会指示を発動することに、御異議ございませんか。

(委員) (「はい」「異議なし」の声)

大川議長 それでは、原案のとおり委員会指示を発動することを決定します。

大川議長 次に、毎年委員会指示を発動している第2号議案「全長30cm未満のひらめの採捕禁止」、第3号議案「保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止」及び第4号議案「河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止」の委員会指示につきまして、10月の第495回委員会で茨城県海面利用協議会への諮問を決定しました。それに対しまして、茨城県海面利用協議会から異議ない旨答申があったということですので、3件続けて、事務局から説明をお願いします。

細金副主査 (資料2 - 1, 2 - 2, 3 - 1, 3 - 2, 4 - 1, 4 - 2 により説明)

大川議長 ただ今の説明に関しまして、委員の皆様から御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

5番 稲川委員 (挙手)

大川議長 はいどうぞ、稲川委員。

5番 稲川委員 今年は何か、さけが全然見えないんですよ。さけがいなくなった。大洗ではさけが揚がったことあるの。

11番 飛田委員	無い。
5番 稲川委員	無いよね。
11番 飛田委員	全然見られなかったね。
大川議長	じゃ、漁政課からちょっと説明してください。
小曾戸補佐	内水面の河川の方でさけの増殖事業をやっている関係で漁政課の方で聞いている状況を説明しますと、さけについては昨年もすごく不漁ということで遡上も少なかったんですが、今年は若干それよりは持ち直しているということなんですが、やはり遡上は以前に比べると相当時期が遅れて、ようやく11月の下旬位から川の方に遡上して、なんとか採卵ができたということなのですが、それでもやはり一昔前と比べると相当資源自体は少ない状況で、ふ化放流の採卵の数も予定の2割、3割位しか採れなかったという状況で、実質、川の中で捕るさけのシーズンもほぼ終わりですので、今年もやっぱり、昨年ほどではないんですが基本的には不漁ということで聞いています。
15番 篠塚委員	海の水温が高いからだよ。
5番 稲川委員	さけて何度くらいが(川へ)上ってくる温度なの。
小曾戸補佐	正確な温度帯は分からないのですが、今年の太平洋側のさけの状況ですと、北海道は若干良かったということで岩手ぐらいまでそういう状況だったようなんですが、それより南の宮城、福島、茨城はやっぱり駄目で、それは沿海の水温の関係とか、そういうのが要因になっているという話はいわれているんですが、細かいデータは今持ち合わせていません。
大川議長	そういうことでさけの遡上も沿岸の来遊量も、状況があまりよろしくないという話だそうでございます。 ほかに何か御意見、御質問ございますか。
(委員)	(特になし)
大川議長	特に無いようでしたら、第2号、第3号、第4号議案について、原案のとおり委員会指示を発動するということでよろしいでしょうか。
(委員)	(「はい」「異議なし」の声)
大川議長	それでは、原案のとおり委員会指示を発動することと決定します。

大川議長 続きまして第5号議案でございます。「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量の設定について」の諮問でございます。事務局，漁政課から説明をお願いします。

細金副主査 (資料5 - 1 諮問文朗読)

小澤主査 (資料5 - 1 , 5 - 2により説明)

大川議長 ただ今の説明に関しまして，委員の皆様から御意見・御質問等あればお願いいたします。

(委員) (特になし)

大川議長 いかがですか。

10番 岡田委員 (挙手)いいですか。

大川議長 はいどうぞ。

10番 岡田委員 確認ですけど，まいわし100トンというのはどういう意味ですか。

大川議長 漁政課でお願いいたします。

小澤主査 まず今回の法改正で，基本的にはすべてのTAC対象魚種については，TAC，数量管理をすることになっています。ただ，全国の中でも対象種の漁獲量が少ない場合には，現時点での漁獲量程度で漁獲をとどめれば資源には影響がないということで，具体的な数量ではなく「現行水準」という文字でTACが配分されることになっています。本県のまあじとまいわしにつきましても，そういうことで「現行水準」という文字でTACが配分されているんですが，「現行水準」で配分された都道府県につきましては管理の目安となる数量というのが国から示されます。その数量というのが過去3年の漁獲実績に基づいて国から示される数量なのですが，そういうことでまあじにつきましては50トン未満を目安に漁獲量を抑えてくださいと，まいわしにつきましては100トン未満を目安に漁獲を押さえてくださいということで国から示された数字になります。

10番 岡田委員 まき網は別なの？

小澤主査 まき網は別です。あくまで知事許可漁業の目安になります。
ちなみにこちらの数量なんですけど，TACそのものではないので，この数量を実際の漁獲量が超えたからといってくろまぐろのように採捕停止をかけるという

ことはございません。あくまでも目安の数量ということで御理解いただければと思います。

10番 岡田委員 分かりました。

大川議長 よろしいですか。

10番 岡田委員 まき網が入っているのかと思って。

大川議長 それでは、諮問の内容のとおりで差し支えない旨答申することに、御異議ございませんか。

(委員) (「はい」の声)

大川議長 それでは、差し支えない旨答申することに決定します。

大川議長 続きまして、報告事項でございます。1番目「全漁調連東日本ブロック会議の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

細金副主査 (資料6により説明)

大川議長 ただ今の事務局からの報告でございましたが、これについてご質問等ございますでしょうか。

(委員) (特になし)

大川議長 よろしいでしょうか。

(委員) (「はい」の声)

大川議長 続きまして次の報告事項、「(2)太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明願います。

細金副主査 (資料7により説明)

大川議長 ただ今の報告でございますが、御意見・御質問等ございますでしょうか。

(委員) (特になし)

大川議長

特にございませんか。

では、ただ今まぐろの話題がありましたけれど、まぐろに関しまして今年の状況を漁政課の方からお願いいたします。

小澤主査

今期のくろまぐろの漁況を、簡単に御報告させていただきます。

今期は先月の中旬頃から、漁況が上向きましてまとまって漁獲されるようになりまして、ちょうど今月の中旬がピークだったんですけど、先週あたりから漁況の方が落ち着いてきてまして、低調な漁況になっているところでございます。

現時点での漁獲枠の消化状況なんですけど、県全体で小型魚が5割弱ぐらい、大型魚がまだ1割程度となっています。地区別、漁協別の状況ですが、既に採捕の停止を要請させて頂いている漁協さんが2漁協ございまして、川尻漁協と那珂湊漁協さんには今月の中旬に枠の9割近くに達したということで採捕停止の要請をさせて頂いているところでございます。久慈町漁協さんにつきましても8割を超えていまして、近いうちに9割に達しそうだということで、9割に達した場合には採捕停止をお願いさせて頂く予定です。

枠がまだ残っている地区、漁協さんについては、枠があれば来年の3月まで採捕が続けられますので、引き続き漁獲枠を超えないようにご注意いただきながら採捕を続けて頂ければと思います。

よろしくお願いいたします。

大川議長

その他何かございますか。

庄司事務局長

(挙手)

大川議長

それでは、事務局からお願いいたします。

庄司事務局長

資料1-1、はえなわ漁業の委員会指示についてひとつお願いがございまして、資料1-1の1ページを御覧願います。1ページの3の条件・制限の部分で(2)の操業禁止区域でございまして、については福島、千葉、茨城の全員が操業してはならない、は茨城県内に住所を有する者となっております、2ページを御覧いただいては茨城県より北に住所を有する者及び茨城県より南に住所を有する者ということで、制限する相手が複数にわたる部分がございますので、と、と同じ番号で並べていいのかというところを県庁内の総務部局と調整させて頂きたいと思っておりますので、若干語句の修正等がある可能性がございますので、その点につきましては事務局の方に一任をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

大川議長

今後修正がある可能性があるということで、お含みをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

17番 吉田委員 (挙手) ちょっと確認なんですけど。

大川議長 はい、吉田委員。

17番 吉田委員 (茨城県より)北の人はこの線から下は全部駄目ですよという意味ですよ。(茨城県より)南の人はこの線から上はずっと上まで駄目ですよということですよ。今まではこの間が駄目だといっていたのを、そういうふうにしたという解釈でよろしいですか。内容的には同じでも。

庄司事務局長 内容的には同じなんですけど、表現の仕方が承認証を出すときに不備があり、よく読むと福島の人でも千葉の人でも茨城県で(操業)できないような表現になっていた次第でした。なので、実際は千葉県、福島県とも調整いたしまして、千葉県の人(鹿嶋市の)パラボラアンテナ60度の線から南だけができる、福島県の人(高萩市高戸鼻正東線)から北だけができるという形で、分かりやすく整理をしたということになっています。

17番 吉田委員 はい。

大川議長 よろしいでしょうか。
それでは以上で、本日の議題、報告事項は終了いたしました。
その他、皆様から何かございますか。

小曾戸補佐 (挙手)

大川議長 はい、漁政課からお願いいたします。

小曾戸補佐 漁政課の方から次期海区漁業調整委員会の委員の公募状況、経過について、説明させていただきたいと思います。次期委員につきましては、12月10日までを締切として公募を実施してきたところですが、その結果、委員の区分ごとに、漁業者委員については11名の募集に対して11名の方から応募いただいております。次に学識経験委員の区分の方につきましては、3名の募集のところ4名の応募がございましたので、今後県の内部で評価委員会を開催して選任の手続をすることになります。更に中立委員につきましては、3名の募集のところ2名しか応募がなかったものですから、応募期間を延長させていただきまして1月8日まで募集を延長してございます。これは中立委員のみということでございますので、年明けそこが固まり次第、3月の議会の選任手続等に進んでいきたいと考えております。

大川議長 その他、皆様の方からはよろしいでしょうか。

(委員)

(特になし)

大川議長

それでは事務局の方から、次回の委員会の日程についてお願いいたします。

庄司事務局長

次回の委員会は、2月に開催を予定しております。日程は今日の段階では決定しておりませんが、場所はすいさん会館を予定しております。

議題等につきましては、「県資源管理方針の変更について」の諮問などを予定しております。

詳細につきましては、追って御連絡したいと思います。

議長

では、これをもちまして第497回の委員会を修了いたします。

御苦労様ございました。

閉会 午後4時41分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和2年12月18日

議長

議事録署名人
